

総務省 規制の事前評価書
(消火器の耐圧性能点検の義務付け及び点検開始時期の見直し)

所管担当部局：消防庁予防課
電 話：03-5253-7523
評価年月日：平成22年10月13日

1. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の改正の必要性（現状及び問題点）

① 現行制度

防火対象物における消火器の点検については、製造年から3年（化学泡消火器にあっては、設置後1年）を経過したもの又は消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封の緊結部等に異常が認められたものについて、防火対象物の所有者等の負担により、消火器の内部及び機能点検を実施することとしている。また、この場合において、3年を経過した蓄圧式の消火器（二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。）及び加圧式の粉末消火器は、全数点検ではなく、抜取り方式によって点検を行うことができると定めている。

しかし、平成21年9月15日に大阪市東成区の屋外駐車場において、老朽化して腐食が進んだ消火器の破裂により子供1名が受傷する事故が発生し、その後、老朽化消火器を破棄しようとして操作を加えた操作者が破裂により受傷するという事故が4件発生するなど消火器の適切な保守管理が問題となっている。

※ 蓄圧式の消火器：本体容器に窒素ガス等を充てんし、常時圧力が蓄えられているもの。

※ 加圧式の消火器：平常時は加圧されておらず、消火器のレバーを操作することにより加圧用ガス容器が解放され、本体容器内が加圧されるもの。

※ 抜取り方式（点検）：内部及び機能点検を一度に全数実施するのとは異なり、概ね消火器の製造年の古いものから抽出し、全数を数回に分けて内部及び機能点検を実施する方式。

② 制度改正の必要性

昨年9月に大阪市で発生した消火器の破裂事故等を踏まえ、消防庁では「予防行政のあり方に関する検討会」を開催し、老朽化消火器による危害防止の観点から調査・検討を進めてきたところであり、平成22年7月、今後講ずべき安全対策について報告書が取りまとめられた。

当該報告では、消火器の破裂事故は保守管理が不十分であったことにより、経年に伴って腐食が進んだものを操作、廃棄処理等する際に主として事故が発生していることから、消火器の製造から廃棄に至るまでの各段階において、それぞれ対策を進めることが必要とされた。使用段階においては、海外の例等を踏まえ点検内容を充実するため、消火器の点検基準について定めている「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」(昭和50年消防庁告示第14号。以下「点検告示」という。)の一部を改正する。

また、過去の消火器破裂事故の分析によると、ほとんどの事故は加圧式の消火器で発生していること、国際規格においても加圧式と蓄圧式で点検基準に差異を設けていることから、より危害を生じにくい蓄圧式の消火器の点検開始時期を延長するもの。

(2) 規制の改正の目的及び内容

【制度改正の目的】

上記の報告書を受け、点検内容の充実による事故の未然防止を目的とする。

【制度改正の内容】

① 耐圧性能点検の義務付け

消火器（二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。）のうち製造年から10年を経過したもの又は消火器の外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものについて、耐圧性能点検を実施することとする。

施行期日は平成23年4月1日とし、施行後3年間、耐圧性能点検については、製造年から10年を経過し、外形の点検において腐食等がなかった消火器は、抜き取り方式により実施することができることとする。

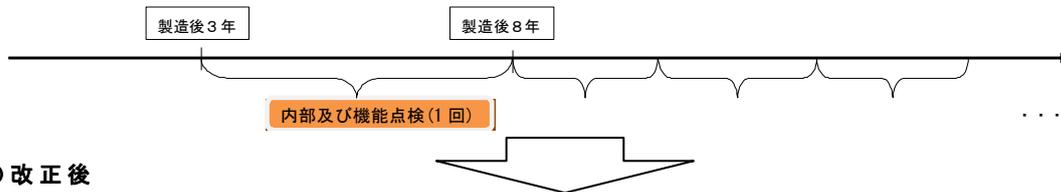
② 蓄圧式消火器の点検開始時期の見直し

蓄圧式の消火器（二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。）にあつては、消火器の内部及び機能点検の対象を製造年から5年を経過したものに変更する。

※耐圧性能点検：水圧により消火器本体に記載された耐圧試験圧力値（「消火器の技術上の規格を定める省令」(昭和39年自治省令第27号)第12条及び第13条)に定める圧力試験値をかけ、変形、損傷又は漏水等がないかを確認する。

○改正前

【消火器】

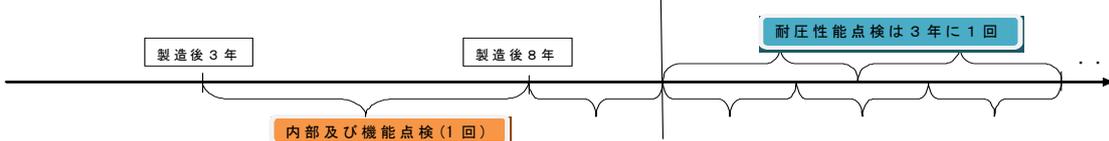


○改正後

【蓄圧式消火器】



【加圧式粉末消火器】



※ 消火器の外形の点検は半年に一回実施されている。

※ 内部及び機能点検は蓄圧式消火器であれば製造年から5年を経過後、加圧式粉末消火器であれば製造年から3年を経過後に抜き取り方式により点検本数を平準化し、5年間（10回で）実施すればよいこととしている。その後も抜き取り方式により定期的に点検を実施。

※ 製造年から10年を経過した場合は、水圧による耐圧性能点検が必要になる。（消火器の外形の点検において、本体容器に腐食等が認められた場合は、10年を経過していなくても、その都度耐圧性能点検を実施。）

※ 消火器メーカーの推奨使用期間は製造年から8年間とされているが、定期的に点検を実施し問題がなければ使用可能。

2. 規制の費用

① 遵守費用

(i) 耐圧性能点検の義務付けについて

- ・ 消火器 1 本あたりの点検費用 約 3,500 円程度と仮定
- ・ 費用の負担者 防火対象物の所有者等

【施行後 3 年間の費用】

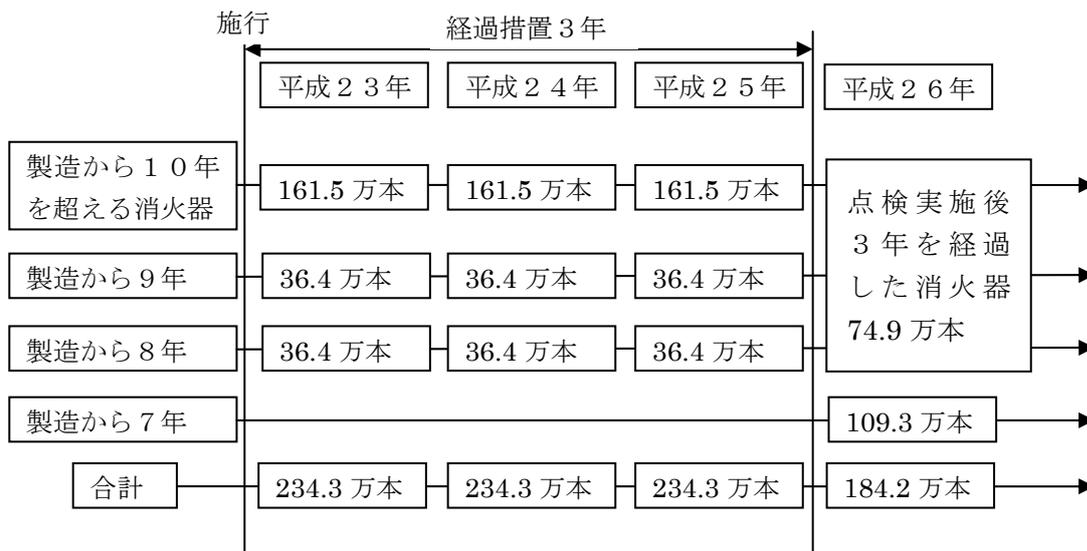
全国ベースでの費用 年間約 82 億 50 万円

(算出の根拠：現在国内には防火対象物に設置されている製造年から 10 年を超える消火器は約 484 万 5 千本あり、施行後 3 年以内に製造年から 10 年を経過する消火器は、約 218.6 万本と想定される。一年に $(484.5 \text{ 万本} + 218.6 \text{ 万本}) \div 3 = 234.3 \text{ 万本}$ の消火器が耐圧性能点検の対象となることから、 $234.3 \text{ 万本} \times 3,500 \text{ 円} = 82 \text{ 億 } 50 \text{ 万円}$)

【施行後 4 年目以降の費用】

全国ベースでの費用 年間約 64 億 4,700 万円

(算出の根拠：施行後一年目に耐圧点検を実施した消火器のうち、約 32% が廃棄されずに残ると考えられるので、 $234.3 \text{ 万本} \times 32\% + 109.3 \text{ 万本} = 184.2 \text{ 万本}$ が点検対象となる。よって、一年間に $184.2 \text{ 万本} \times 3,500 \text{ 円} = 64 \text{ 億 } 4,700 \text{ 万円}$)



※ 製造年から 10 年を超える消火器については、経過措置期間（施行後 3 年間）内に耐圧性能点検を実施する必要があることから、点検本数を施行後 3 年間で平準化している。

(ii) 蓄圧式消火器の点検開始時期の見直しについて

費用の増加は特にならない。

② 行政費用

本規制の改正に伴う、行政費用の増加は特にならない。

3. 規制の便益

① 遵守便益

(i) 耐圧性能点検の義務付けについて

過去 10 年間（平成 12 年度～平成 21 年度）までの消火器破裂事故を分析すると、

全国で 26 件発生しており、3 名の死者及び 22 名の負傷者が発生している。これらの事故は老朽化した消火器を操作したことにより発生している。このことから、製造年から 10 年を超える消火器に耐圧性能点検を義務付けることにより、老朽化した消火器を適切に廃棄等することにより破裂事故の発生を防止し、なにもものにも代え難い使用者の生命及び身体への被害を軽減することが出来る。

(ii) 蓄圧式消火器の点検開始時期の見直しについて

- ・ 消火器一本あたりの点検費用 約 1,500 円
全国ベースでの費用 年間約 1 億 3447 万円の負担軽減
受益者 防火対象物の所有者等

(算出の根拠：防火対象物に設置される消火器は年間約 285 万本あり、そのうち蓄圧式の消火器が約 17%の 48 万 4,500 本と想定される。点検開始時期が 2 年延長になることから、3~4 年目の消火器約 89,650 本の点検が不要となったため、年間約 1 億 3,447 万円の負担軽減になる。)

$89,650 \text{ 本} \times 1,500 \text{ 円} = 134,475,000 \text{ 円}$

②行政便益

本規制の改正に伴う、行政便益の増加は特にない。

4. 政策評価の結果

今回の点検告示改正により、製造年から 10 年を超える消火器を設置している防火対象物の所有者等の負担は増加する。

しかし、消火器の事故発生件数や事故事例の分析結果を踏まえれば、消火器の点検を早急に見直し強化することは、老朽化消火器の事故の発生を未然に防ぎ、使用者の生命及び身体を保護するために不可欠であると考えられる。また、今回耐圧性能点検が義務付けられるのは防火対象物の所有者等であるが、不特定多数の者に利用される防火対象物もあり、施設利用者の安全を確保するためにも防火管理の徹底が求められている。

以上のことを総合的に勘案すると、便益は費用に見合ったものであり、かつ、製造年から 10 年を超える消火器を設置している防火対象物の所有者等がその費用を負担することについては、十分な合理性があると考えられる。

また、老朽化消火器の破裂事故のほとんどは加圧式の消火器で発生しており、蓄圧式の消火器は比較的危険が生じにくいこと、国際規格においても加圧式と蓄圧式で点検基準に差異を設けていることから、点検開始時期を延長しても、安全性に問題はないとされており、消火器を設置している防火対象物の所有者等の義務の軽減が合理的に図られると見込まれる。

以上の分析から、本改正の内容は妥当であると考えられる。

5. 有識者の見解その他関連事項

消防庁では、「予防行政のあり方に関する検討会」において、老朽化消火器による危害防止の観点から調査・検討を行い、今後講ずべき安全対策について報告書が取りまとめられた。なお、当該報告書については、以下のサイトに掲載されている。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2207/220716_1houdou/zenbun.pdf

6. レビューを行う時期又は条件

今後、消火器の点検状況をみながら、必要があると認める場合には、レビューを行うものとする。